



第1回 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会 説明資料

令和2年2月29日
福岡市 財政局

1 市民利用施設の使用料・減免の 現状と課題

(1) 公の施設について

■ 地方自治法

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- ・平成31年4月1日現在、本市には約3,000の「公の施設」があります。
- ・庁舎等は「住民の利用に供する」ことを目的とする施設ではないため、「公の施設」には含まれません。

(参考) 公の施設の主な例

区 分	代 表 例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

(総務省HPより)

1 市民利用施設の使用料・減免の現状と課題

(2) 使用料について

■地方自治法 (使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は**公の施設**の利用につき**使用料**を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、**使用料**、加入金及び手数料に関する事項については、**条例でこれを定めなければならない。**

◆使用料の例

○福岡市立地区体育館

個人使用料・・・260円（2時間）

専用使用料・・・下記

○博多南地域交流センター

ホール・会議室専用使用料・・・下記

地区体育館専用使用料

単位：円

区分		東，博多，中央，南，城南，西の各体育館	早良体育館
午前9時から午後1時まで 1時間につき	平日	1,275	1,600
	土日祝	1,700	2,125
午後1時から午後5時まで 1時間につき	平日	1,700	2,125
	土日祝	2,100	2,625
午後5時から午後10時まで 1時間につき	平日	2,100	2,625
	土日祝	2,525	3,150

1 多目的ホール使用料

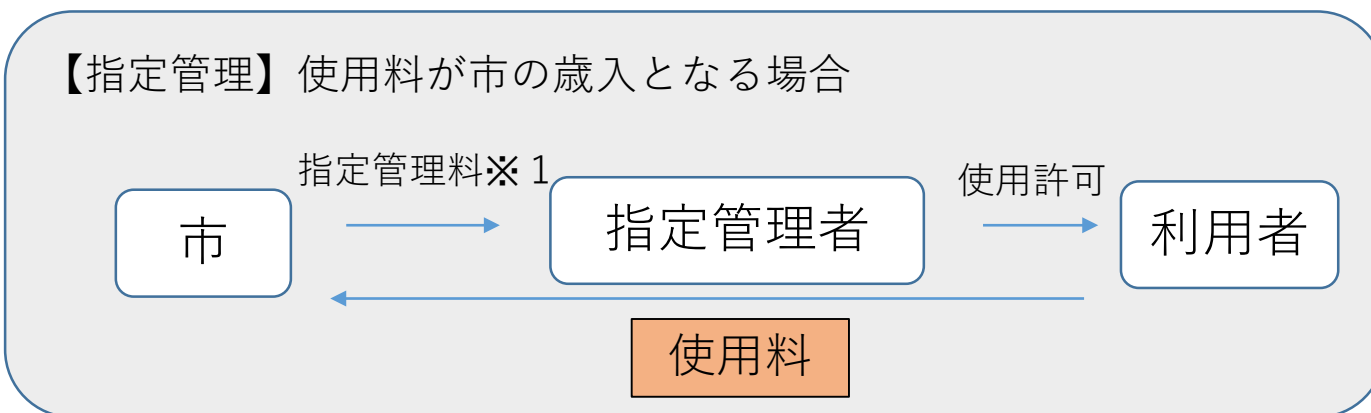
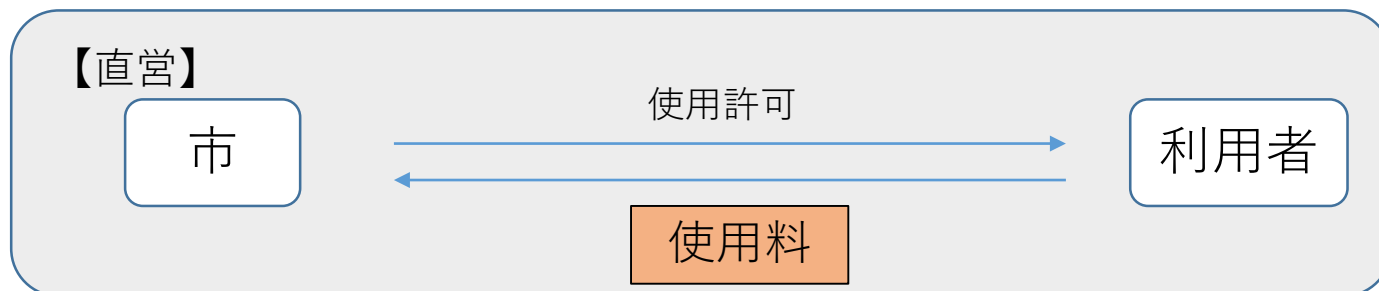
単位：円

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
多目的ホール	1,900	7,600	9,500	9,500	17,000	19,000

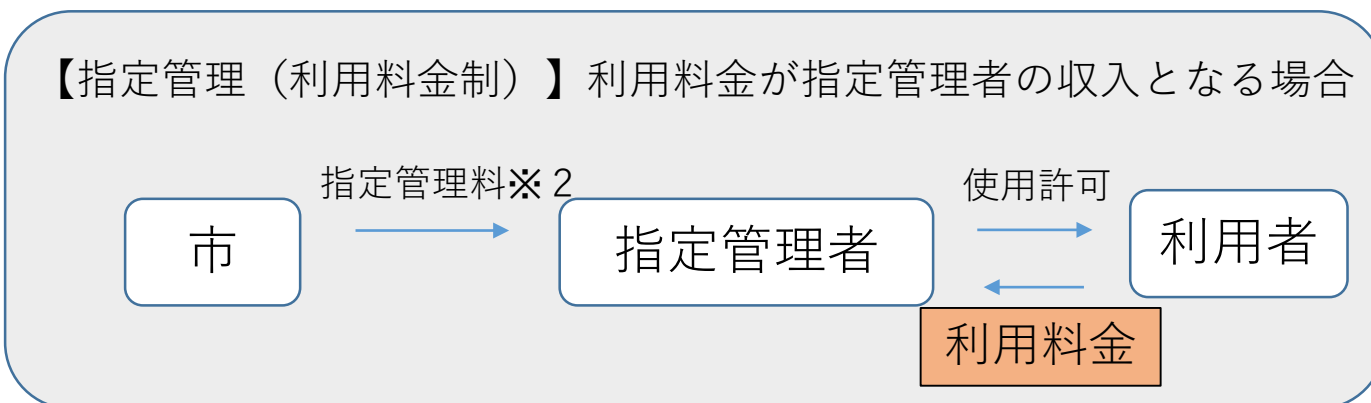
2 会議室等使用料

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
第1会議室	1,200	2,400	2,300	3,400	4,400	5,200
第2会議室	1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400
第1和室	300	500	400	700	800	1,000
第2和室	200	400	300	500	700	800

(3) 施設運営の手法



※1
指定管理の施設の場合、施設の維持管理は指定管理者が行うため、指定管理料を指定管理者に支払う。



※2
利用料金制の場合、施設の維持管理に要する経費は、利用料金収入と指定管理料で賄われる。

(4) - 1 減免について

- 使用料については、原則として条例に定めた金額を徴収しなければなりません。ただし、例外として、政策的に、使用料等の減額もしくは免除を行う場合があります。

- 減免の対象には、色々な種類があります。
 - ・高齢者、子ども、障がい者が利用する場合
 - ・市の主催・共催・後援を受けた事業を実施する場合
 - ・学校の授業の為に施設を利用する場合
 - ・公益法人等が利用する場合 等

(4) - 2 減免について

福岡市民会館条例より抜粋

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

○福岡市民会館条例施行規則

(使用料の減免)

第15条 条例第9条の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額について大ホール及び小ホールの使用料の減免を行うものとする。

- (1) 本市が主催する行事に利用するとき 5割相当額
- (2) 本市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 2割相当額
- (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき 5割相当額
- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 2割相当額

2 条例第9条の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額について練習室及び当該練習室を利用する場合に使用する附属設備(以下「練習室等」という。)の使用料の減免を行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額
- (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額
- (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額
- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額
- (5) 次に掲げるものが利用するとき 5割相当額

ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者

イ 65歳以上の者

ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体

- (6) 心身障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「身体障害者手帳等」という。))の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき 全額

(4) - 3 減免について

福岡市立地区体育施設条例より抜粋

(使用料)

第6条 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の使用料を徴収する。

(1) 体育館(駐車場を除く。)の許可利用者(第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。) 別表第2に定める額

別表2

体育館使用料

1 個人使用料

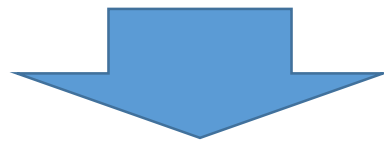
区分	2時間につき
小中学生	90円
高校生	130円
一般	260円

上記のような小中学生や高校生の料金のように、「減免」ではなく、そもそもの料金体系が複数ある場合もあります。

(5) 本市における使用料・減免の課題

- 使用料の額については、各施設所管局において条例・規則にて規定。
類似施設を参考とするなどの方法で算定してきたが、具体的根拠・理由が不明確な施設が多い。
- 設置時から、もしくは、長年見直しがされていない施設も多い。
- 各施設によって、減免の水準が統一されていない（別紙2）。
- 他都市においては、20政令指定都市中11市が統一的基準を策定。

包括外部監査
でも指摘
(別紙1)



統一的な基準（以下、「ガイドライン」という。）の策定が必要

2 ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの概要

●趣旨・目的

対象施設の使用料の算定根拠や減免の考え方について統一化・明確化を図るために、統一的な基準を策定します。

●使用料算定の方法

使用料の算定にあたっては、利用者と非利用者の公平性等の観点を踏まえ、各施設に要している**コストをベースに**、利用者に求める負担割合を考慮して算定します。

●ガイドラインで定める項目

- ・ガイドラインの対象施設について
- ・使用料算定の基礎となるコストについて
- ・望ましい負担割合について
- ・統一化する減免対象及び減免内容について

(2) - 1 ガイドラインの対象施設について

ガイドラインの対象施設は、原則として、市が独自に料金を設定する市民利用施設とします。

分類	施設名
地域コミュニティ	地域交流センター，市民センター
文教	市民会館，音楽演劇練習場，博多座，赤煉瓦文化館，美術館・アジア美術館・博物館，有料公園（友泉亭等），動植物園，男女共同参画推進センター，科学館，博多町屋ふるさと館，青少年施設，総合図書館（映像ホール）
スポーツ・健康	地区体育館，プール，総合体育館，社領スポーツ広場，公園内有料スポーツ施設（野球場，球技場，テニスコート，陸上競技場等），パークゴルフ場，田園スポーツ広場，健康づくりサポートセンター
福祉	市民福祉プラザ
その他	霊園，葬祭場，自転車駐車場，海づり公園

(2) - 2 ガイドラインの対象施設について

ガイドラインの対象施設は、原則として、市が独自に料金を設定する市民利用施設としますが、統一的な基準を設定することがそぐわない下記施設については、対象外とします。

●インフラ系施設

道路，河川 等

●基本無料の施設（目的外使用やイベント開催時等のみ，使用料等を徴収する施設も含む）

○公民館等：公民館，老人いこいの家 等

○福祉施設：ひとり親家庭支援センター，老人福祉センター 等

○行政系施設：保健環境研究所，防災センター 等

○公園等：花畑園芸公園，油山牧場 等

○学校等：小学校，中学校 等

●使用料等が法令等で規定される施設

市営住宅，保育所 等

●特別会計，企業会計の施設

水道，地下鉄 等

●使用料が広く一般市民を対象としていない施設

マリンメッセ，産学連携交流センター等

●その他，別途整理が望ましい施設

ヨットハーバー（施設のあり方を検討中），

リフレッシュ農園・かなたけの里公園（土地を通年で利用者に貸付しているもの）

(3) 使用料算定の基礎となるコストについて

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって設置されるものであり、誰もが利用することができる市民全体の財産であることから、イニシャルコストは市民全体で負担するものとし、利用者に負担を求めるコストはランニングコストをベースとします。

施設の設置・維持管理に係る全ての経費（フルコスト）	
A 維持管理に要する費用 （ランニングコスト）	取得及び建設に要する費用 （イニシャルコスト）
人件費・光熱水費・修繕費・保守点検費・消耗品費・委託費等	施設の建設費（減価償却費）・用地費・高額備品購入費・その他投資的経費・公債償還に係る支払い利息等

B 使用料・その他収入等

※基準策定済みの全政令市がランニングコストとしています。

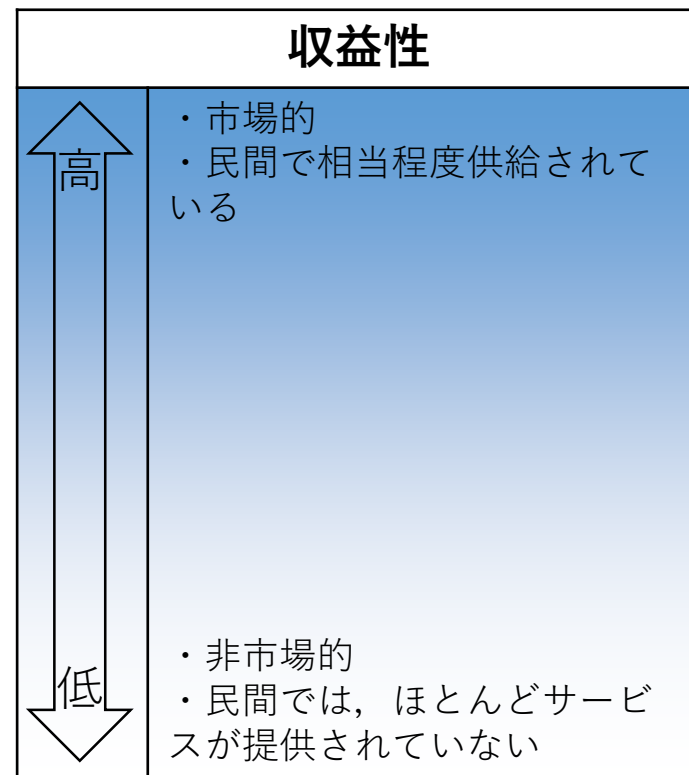
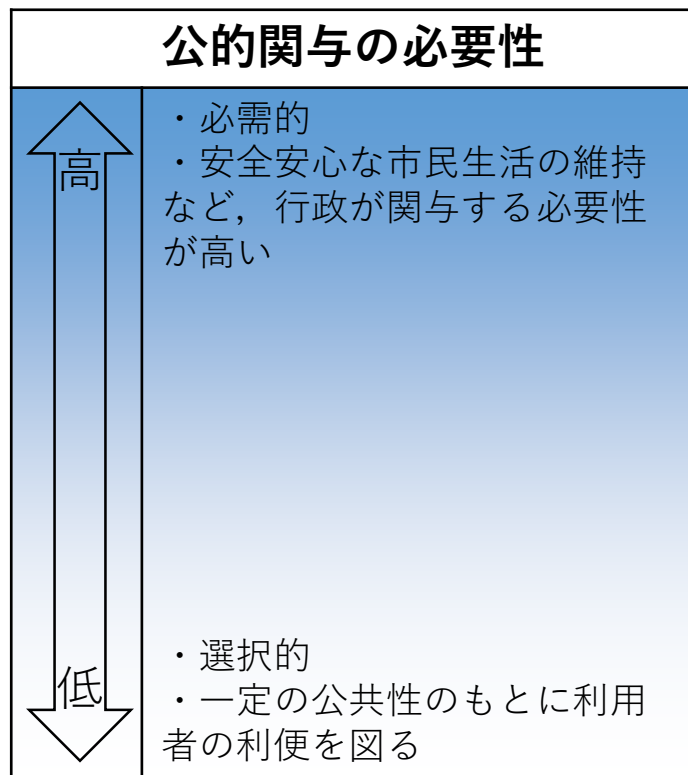
※使用料は、減免が無かったものと仮定し徴収したものとします。

※その他収入として、駐車場有料化や広告事業等による収入も考慮したうえで、使用料を算定します。

$$B / A = \text{負担割合}$$

(4) 望ましい負担割合について

- ・公の施設には、コミュニティ施設や文化施設、スポーツ施設等、多種多様な施設があります。
- ・それぞれの施設で、設置目的や提供しているサービスが異なるため、全ての施設において、一律の考え方で負担割合を設定するのは適当ではありません。
- ・そのため、施設の種類ごとに、受益者負担割合を設定する必要があります。
- ・具体的には、施設ごとに「**公的関与の必要性**」，「**収益性**」の程度を踏まえ、望ましい利用者負担割合を定めます。 ※基準策定済みの他政令市の大部分が、この方法で設定



(5) 統一化する減免対象及び減免内容について

- 減免の対象には、色々な種類がありますが、ガイドラインで統一化する対象は、多くの施設で共通となる高齢者、子ども、障がい者とします。
- 検討にあたっては、法令や、市の施策なども考慮しつつ、統一化を図ります。

関連する法令及び施策		
高齢者	福岡市保健福祉 総合計画	社会参加活動の促進： 高齢者が社会の中で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、趣味・教養・文化など、様々な活動を促進します。
	第4次福岡市 子ども総合計画	さまざまな体験機会の充実： 次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。
障がい者	障害者基本法 第24条	経済的負担の軽減： 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。